

退職者専用特別金利定期預金 概要説明書

令和7年11月4日現在

商品名	・ 退職者専用特別金利定期預金
取扱期間	・ 令和7年11月4日（火）～令和8年10月30日（金）
ご利用 いただける方	・ 満55歳以上で退職金のお受け取り日から1年6か月以内の個人のお客さま ※お預け入れの際には退職金のお受け取りが確認できる書類が必要となります。 【例】・ 退職所得の源泉徴収票 ・ 退職金を受け取られた預金通帳 等
期 間	・ 1年
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)預金種別	・ 一括預入（自動継続、非自動継続の選択可能、ATM・IBでの申込みはできません） ・ お一人様 100万円以上、かつ退職金支給額（税込み）の範囲内 ・ 100万円以上1円単位 ・ 預入金額1,000万円未満…スーパー定期 ・ 預入金額1,000万円以上…大口定期 ※証書式のみのお取り扱いとなります。
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻しいたします。
利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・ 固定金利 ①当金庫で公的年金をお受け取りの方、もしくはお受け取りのご予約をいただいた方 店頭表示金利＋年0.35% ②上記以外 店頭表示金利＋年0.20% ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 非自動継続扱いの場合、満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 満期日以降に一括してお支払します。 ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割により計算します。
税 金	・ 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)
手数料	—
付加できる 特約事項	・ 「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる個人の方は、マル優のお取り扱いができます。
中途解約時 の取扱い	・ 満期日前に解約する場合には、そのお利息（「期限前解約利率」小数点第4位以下切捨て）は、預入日から解約日の前日までの日数および下記の利率によって計算し、この預金とともにお支払いします。 <解約日までの預入期間> ・ 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%
金利情報の 入手方法	・ 金利は当金庫ホームページをご覧ください。または窓口へご照会ください。
苦情処理措置、 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立てていた

（次項に続きます）

	だくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。 ・ 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う ・ 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する。
その他参考 となる事項	・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)

